

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉（共同声明関係）復帰関連  
国内措置（対内）(7)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43355">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43355</a>

民法法分科会

・ 第1回民事分科会の議題 (45.2.16 米北)

・ 全上(土地問題)議事録 (45.2.20 条規)

・ 復帰に伴い米台衆国使用土地等の取扱...  
関する検討事項 (琉球、法務局土地課)

民事分科会の開催時間・場所の変更

2.18  
米北 /

与々一即案内にて(別紙参照)  
民事分科会の開催時間及び場所

都合により次々と変更になりましたこと  
お知らせします。

記

- 1. 時間 2月20日(金) 14:30 ~ 16:00
- 2. 場所 外務省 608号室

与々、法務省民事局長及び中央課長の  
要望により、大蔵省及び防衛施設庁の

も関係官の出席を求め、特種連絡の  
連絡になりました。

民事分科会開催のご案内

2.16  
米北 /

特種連絡(宇谷屋補佐)より下記のとおり案内  
越すことにも、各省の出席者氏名通報を

要請(当課より各省に依頼した)に  
あわせて、北米ノ課(吉川田線  
課)まで御連絡願います。

記

- 1. 司法・法務部会民事分科会
- 2. 日時 2月20日(金) 午前10時(法務省330号室)
- 3. 議題 土地問題に關し、法務省の  
検討結果に關し報告。各省意見聴取。
- 4. 出席者等 外務省、法務省、総理府

(備考) 与々一即案内にて 2月19日(木) 10:00  
各省の司法・法務部会合同分科会  
とは別個に開催されます。

裁  
無期限

張

安全保障課長 北米才一課長 1 条約課長

条約局長  
参事官  
法規課長

沖繩担当官会議司法法務部会  
民事法分科会(土地問題)メモ

45.2.20  
条規

民事法分科会の会合は、2月20日午後外務省で

開催され、法務省民事局枇杷田才三課長より、布令20号

に基づく軍用賃借権の返還時の取扱を中心に沖繩の

土地問題につき説明を聴取するとともに、質疑応答が

行われたと云ふ。同会合における討議要旨下記の通り。

記

1 法律上の問題

(1) 沖繩における現在の軍用賃借権を返還時に

GA 6

外務省

如何に取扱うかの問題は、返還後の日本政府による

施設区域の提供を、全く新たな地主との契約による

こととするか、布令20号に基づく軍用賃借権を何等かの

形で継承していき、こととするか、において大いに異な

くる。地主との全く新たな契約により日本政府が

賃借権を取得し、これを米側に提供するという方式

を取る場合は、後述の如く事実問題としては多々

困難が予想されるが、法律上の問題は比較的

簡単であり、また、返還協定において何等かの手段を

行なう必要もなくなるものと思われる。

(2) 他方、返還の際に、日本政府が何等かの形で

GA 6

外務省

現行の軍用賃借権を継承し、米側に引き続き土地を提供するとの方式を取る場合には、布令20号に基づく軍用賃借権なるものの法律の意味付けも明確にすることが必要であるが、この点については、種々議論が分れよう。

(3) 軍用賃借権の成立原因は、布令20号によれば、折衝または収用である。折衝の場合は、合意に基づくものであるから、私法上の契約と観念し得るが、収用の場合は、私法上の問題ではなく、本土の土地収用法に即して考へれば、「公法上の使用权」の設定に相当し、従って、米側による支払も、賃料というよりは、公法上

の行為に基づく補償と観念すべきではないかと思われ。他方、軍用賃借権の効果という面から見ると、布令20号は、折衝による場合と収用による場合とで全く区別を設けておらず、いずれの場合も、その効果は、私法上の賃貸借と考へざるを得ないような内容に規定している。従って、成立原因と効果の両に存するかかる齟齬を如何に解釈し、軍用賃借権を如何に観念するかが、基本的な問題である。

(4) 次に、かかる権利の実質が如何にして継承され得るかの問題がある。一般論として云えば、ある地域に関する施政権が交代する場合、旧施政権の下で

合法的に成立していた私法上の権利義務関係は  
 新施政権の下においても、特に否定されぬ限り、<sup>当然に</sup>消滅  
 するものではないが、その権利義務関係のもたらす實際  
 の効果は、新施政権下の法体制全般が許容し得る  
 限度に留<sup>留</sup>ることとなる。この考え方に従えば、折衝に  
 より成立していた軍用貸借権については、新施政権下  
 においても成立原因は引き続き有効であり、その具体的  
 効果は、わが法制上軍用貸借権と全く同一の権利態様  
 はなくても、これを超えざる範囲で、その効果が軍用貸  
 借権に近似したわが法制上の権利として存続する  
 こととなる。もっとも、返還前の米側の地位は、地主<sup>地主</sup>

○  
 ○  
 ○  
 ○

琉球政府の間の貸借契約を前提とした転借人の  
 地位であるから、返還により、琉球政府が消滅する  
 ことを考えれば、琉球政府のかかる契約に基づく権利  
 義務が、日本政府を以て沖縄県により継承<sup>継承</sup>される  
 場合のみ、転借人としての米側の権利の存続が  
 可能となるのであって、琉球政府のかかる権利義務が  
 返還後<sup>返還後</sup>如何なる機関によっても継承されることなく消滅<sup>消滅</sup>する  
 との考え方を取る場合には、転借人の地位も当然に  
 消滅するといふことになる。従って、琉球政府のかかる  
 権利義務が、日本政府を以て沖縄県に継承されるので  
 それとも消滅するかの点につき、見解を確定しておく必要

○  
 ○  
 ○  
 ○

がある。他方一般論として云えば、公法上の権利義務関係は施政権が移転すれば消滅すると思われるので、<sup>米施政権下で</sup>収用により成立した<sup>軍用</sup>貸借権は返還時に消滅するとの考え方も有り得よう。また、学説としては、国家間相続という観念もあるやに聞いているので、公法上の権利義務をそのまま新施政権者が継承するという可能性もあるかも知れない。しかし、この場合は、収用により成立した軍用貸借権はそのまま継承される折衝によって成立した軍用貸借権は、私法上の権利義務であるというだけの理由により、相当程度実質の修正を受けるという妙な結果になる案が問題がある。

(5) 地主と琉球政府の間の現在の貸借借契約が仮りに日本政府により継承されるとしても、かかる琉球政府の貸借権が日本政府に譲渡されるためには、貸借人たる個々の地主の承諾が必要(民法61条)であるとの議論は当然に行なわれよう。この点を議論に対し、貸借人の変更は全く形式的なものであると主張し、<sup>借主が</sup>権利義務の実態に関する限り、ほとんど変更はなからず、貸借人から改めて承諾を得る必要はないとの議論を有効に展開し得るものかの点も検討を要する。特に、収用による軍用貸借権の場合には、<sup>仮りに</sup>この点を折衝による場合と同様の私法上の権利義務関係



と~~は~~観念し得るとしても、米側が直接の借り主  
 であるから、これを日本政府を借り主、米側を転借人  
 とする方式に切り換えることにつき、貸借人の承諾を  
 要しないといふ切れるかは太い問題であらう。

(6) 現在の軍用貸借権は、不定期のものが多いが  
 わが民法によれば、期限の定めのない土地の賃借権  
 は1年間の予告で解除され得る(617条)ので、この  
 ような形のままに継承することの問題がやむを得ず  
 検討しおく必要があらう。

(7) なお、現行布令20号との関係で琉球政府  
 なるものの権利能力が一応問題となり得よう。

この点については、琉球政府章典の第3条第5項、琉球  
 民法の相続に関する規定等々が「所有権の主体として  
 の琉球政府~~と~~を明らかに予想していることが、  
 (単に、行政府という意味ではない)  
 肯定的に解すべきであり、広義の琉球政府は  
 やはり準国家的な存在と観念すべきであらう。

因みに、日本政府の権利能力についても、これを正面  
 (明文で)  
 から規定したものはないが、当然のこととされて  
 いる。また、布令20号に即して考へても、折衝による  
 場合は、貸借借契約上の権利主体は明らかに琉  
 球政府であり、この地位は単なる米側の機関として  
 のものでは無い。米側に対する土地の提供は、登記

面でも「転貸」と明記されており、米側は転貸料を琉球政府に支払ひ、琉球政府は地主に対して借賃を支払っている。もっとも、収用による場合は米側が直接支払者としての立場にあることになり、琉球政府は米側の代行機関として、手数料を取って、借賃を地主に手交している<sup>ようである。</sup>といふことである。

(8) 以上の次第により、軍用債借権を何等かの形で継承するとの考へ方に立つ場合は、折衝による場合と収用による場合を同一に観念するかが、先決問題であろう。また、権利関係を継承する場合は、瑕疵の継承も当然伴ふこととなるので

この米の利害得失も勘案する必要のあるべきこと、改めて指摘するまでもない。

又、事実の問題

(1) 沖縄における土地の権利関係については、簿が戦災で完全に焼失していること、戦後の米軍の行為により地形が可成り大巾に変わっていること等により、非常に混乱しており、観念的には、戦前からの土地所有権が存続していても、その対象となる土地が具体的にどこにあるか不明である場合が多い。

(2) 市町村の土地委員会では、かかる混乱の解決のため、1950年頃までに、土地所有関係に関する資料蒐集

努めるとともに、戦前の土地所有権者に夫々保証人又は  
 を立てて申請を行わせ、若干の調査を行った後、  
 夫々土地所有権証明書を發給し、また、図面を作成  
 した。この結果、明らか私用地であったが申  
 請のなかった土地については、所有権不明土地と  
 して登記が行われ、また、申請に基づく面積の  
 合計が当該地区全体の実測値に満たない場合  
 は、このいわゆる「繩延び」部分、即ち差額は市町  
 村非細分土地登記簿に記載された。ここで  
 問題となるのは基地内の土地であり、これらについて  
 實際の立ち入り調査を米側が拒否しているため、

関係者の記憶をもち、極めて不正確な図面が  
 作成されているに過ぎないという実情である。  
 (3) かかる実情が直ちに問題となるのは、返還後、  
 施設区域の提供につき全く新規に日本政府が  
 地主と契約を結ぶ場合であり、政府としては、  
 誰と賃貸借契約を結べばよいか不明ということ  
 となる。更に、返還に際し、若干の軍用地が解放  
 される場合にも、返って来た土地が誰の持分なのか  
 全くわからないという事態が当然予想される。  
 (4) 従って、この種の問題を回避するためには、是非  
 とも返還前に、米側の了解を取り付け、基地内の

土地の測量を行ふ必要があり、これは早急に行ふ  
 べきこと、戦前の土地権利関係につき記憶を有  
 する者も年々減少しつつあり、橋、境界石等の不  
 動産も次第に減少しているので、益々困難になる  
 ことは明白である。

土地の権利関係の確定の

3. 防衛施設庁の感触。

法務省より、以上の如き問題の指摘に立脚  
 して、返還の際の軍用賃借権の取扱と、返還後の  
 施設区域確保に關する防衛施設庁側の  
 感触を訊し、防衛施設庁としては、現在  
 の軍用地の面積を把握しておけば、日本政府に

よる米側への施設区域提供の合意は一旦出来るこ  
 としてあり、他方、個々の地主と日本政府との向の關係  
 については、館く迄も合意に基づくものとしたいとの意向  
 が表明された。法務省より、更に、合意とは、新規  
 契約締結の合意、既存契約の内容変更の合意の  
 いずれなりと重ねて訊したのに対し、防衛施設庁  
 側の感触は、極めて不明確に終始した。

4. 外務省に対する要望。

法務省側は、以上の説明に基づき、返還後の  
 田畑を施設区域の提供を確保するためには、琉球  
 政府臨時土地調査所による詳細な測量実施

を通じ可及的速やかに基地内外の土地所有権の所在

を正確に把握することは是非とも必要である旨強調

するとともに、このための測量要員の基地内立入り

につき、外務省にて対米折衝の上、米側の了解を

取り付けられたい旨述べた。法務省側説明に

よれば、米側が測量要員の基地内立入り一般につき

強い難色を示すのであれば、基地の境界線附近の

精密測量と、そのために必要を最少限度の測量要員の

基地内立入りのみに関する米側の了解をとりも早急の

取り付けが必要である由であり、本件測量実施のため

の対米折衝については、法務省、総理府等より強い

要望が外務省に対し表明された。外務省

佐々木 土地法新課程(71)  
今週の課題をいじやろい(92)

復帰に伴ない米合衆国使用土地等の  
取扱いに関する検討事項

法務局土地課

1. 地位協定の適用に伴ない米合衆国使用土地等の取扱いに  
ついて

- (1) 米合衆国使用土地等の本土政府への移管方式について
- (2) 米合衆国使用土地の借賃について
- (3) 米合衆国使用土地の取得に伴ない損失補償について
- (4) 返還補償について
- (5) 国県有地(山林原野)に対する入会制限に対する補償  
について
- (6) 農耕制限による損失補償について
- (7) 米合衆国使用土地の一時使用(黙認耕作地)について
- (8) 借賃の長期前払いについて
- (9) 漁業補償について

2. 米合衆国が統治期間中に土地等の使用等により与えた被害  
に対する未補償の処理について

- (1) 講和前における米合衆国軍人等の行為等による人身事故  
の未補償について
- (2) 取得補償について
- (3) 琉球政府に預託されてい未払いとなっている土地借賃  
の処理について
- (4) 返還補償について
- (5) 特別損失補償について
- (6) 漁業補償について

条約課長

法務官

法規課長

安全課長

北米才一課長

法務省最高裁調査報告書 一七〇二

45.6.5  
米北1

つきに、沖縄の現地調査を行つた法  
務省及び最高裁担当者、6月5日司法

法務部会民事及び刑事合同分科会 一七〇二  
調査報告を行つたとす。 ~~報告書別紙~~

同報告書を入手した。 / 部別添付届  
けしす。

法務省

以上、民事法関係報告書は目下起草中  
にて、脱稿次第送付を要することになつた

ことなり。即参考を以て申し添へます。

ノカヒ  
ヒ

万々  
機取

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

436

大政務外務省  
電信写

長官	事務次長	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事

総番号 (TA) 29035  
 70年6月12日17時20分 沖繩 発着  
 70年6月13日13時14分 本省

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

軍用地復元補償 (研究発表)

第126号 平

1. 12日付おきなわタイムスは10日地主連合会の復元補償対策研究委員会はその研究成果として、米軍がこれまで補償拒否の理由として主張してきた「平和条約19条(A)」はおきなわについては全く適用されないとの法的見解を發表し、直ちに土地裁判所に提訴するとともに、高等弁務官に対して復元補償の実現方訴えることを明らかにした旨報じているところ、12日午前、同連合会スナカの事務局長は往訪のヌズキ(オオノ同席)に対し、要旨次の通り述べた趣。(発表文空送)

(1) 土地裁判所への提訴はもろ論考しているが、(イ) 未だ訴しよう代理人の選挙も行なわれておらず、また(ロ) 相手方を契約当事者であるりゅうきゆう政府とすべしとの意見もあるので、現段階では提訴の準備ができていない。提訴の目的は土地裁判所における米側との争いを公知せしめ、問題点を広く世間へアピールすることにある。同時に、今回の研究の見解をりゅうきゆう政府

参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を通じ弁務官に示して補償を実現するよう要請するとともに、準備委員会の場を通じても当方の立場を主張することを考えている。

(2) 従来米側に対して復元補償の請求は行なわれてきたが、今後土地連合会が「平和条約19条(A)項」はおきなわには適用されないとの見解をはいけいとした違つた観点より補償請求を行なっていくという点においては新たなケースといえよう。

(3) 米側は形質変更ももって復元補償請求権の有無を区別しているのに対し、当方は返かん時に請求権が成立するとの見解をとっているため、講和発効後に返かんされた土地に対する復元補償請求権が平和条約19条(A)項によつて放棄されることはあり得ないとの立場をとっている

2. なお、本件に関しりゅうきゆう政府法務局アラオキ土地課長はヌズキの照会に対し、要旨次の通り述べた趣。

(1) 研究成果については地主連合会から非公式に説明を受けている。

(2) 復元補償問題は、準備委員会を通じて要求するのがりゅう政の方針であり、既に手続を進めている。

(3) 今回の研究成果をもつて新たに弁務官及び準備委員会に要望するか否かは、地主連合会の正式要求をまつて今後検討する必要がある。(1)





石川  
横岡  
71号

アメリカ局長  
参事官  
北米一課長  
安全保障課長  
中樞復興各省連絡会議  
条約局長  
参事官  
法規課長  
条約課長

中樞復興各省連絡会議

司法・総務会民事分科会(25)

秘  
無期限

45. 8. 28

条 条

日時、場所 ; 8月28日、総理府

議題 ; 〇 所有者不明土地・市町村

非細分土地の復帰後の取扱い(前回

の分科会の続き)

〇 土地所有権の取得時刻

その他若干の土地問題

次回予定 ; 9月25日(金) 14.00 54

これまでの民事分科会検討事項のまとめ

記

I 所有者不明土地及び市町村非細分土地

1. 自治省案とその審議

所有者不明土地及び市町村非細分土地

の復帰後の取扱いにつき自治省村田調査官よ

り取扱い案として次の4案が挙げらる。

(所有者不明土地)

1. 復帰前の管理区分に応じ県又は

市町村が管理する。

〇 所有者の確認は県知事の権限に

よるのとて、このよう確認された土地は所有者に返還する。

ハ. 所有者に返還する際は、その土地から生じた収益を地主に還付する。

ニ. 復帰後知事は所有者不明土地を告示

し、告示後5年経過してもなお所有者が不明な土地は県又は市町村に帰属させることとする。

(市町村非細分土地)

イ. 復帰後の土地使用料は、従前通り市町村に支払われるものとする。

- 
- 
- 
- 
- 
- 

✓

ロ. 県知事により所有者が確認された土地は所有者に返還する。

ハ. 軍用地として使用されなくなったものは、所有者不明土地と同じ県知事から告示し、その後一定期間を経過したものは管理者に帰属させることとする。

以上の自治省案に対し (i) 所有者不明土地を知事が確認しても裁判でこれを変更することかどうするのことはないか、(ii) 管理者の権限はどうか、賃貸借契約はどうか、

- 
- 
- 
- 
- 
-

(iii) 所有権不明土地の復帰前からの積立金の処  
 理はどうか。 (iv) 非細分土地については  
 公簿上現存する土地であるか。その使用者  
 を支払うことは復帰後の本土法の体制に  
 は考慮されるか。については、この立法趣意  
 側より質問あり。このこと自治体側は  
 (i) については確認訴訟により知事の決定  
 かつかえすことも仕方ない。(ii) 管理者  
 の権限は、使用、収益とすること。賃貸借  
 契約を締結することもできることと考へる  
 (iii) 積立金の処理については検討していか  
 る

(iv) 非細分土地と呼ぶか何と呼ぶかは  
 いろいろとしかく今迄支払われていたものを  
 ま支払うのは差支ないか。と述  
 る。  
 以上の点については、更に、所有権不明土  
 地は土地調査の進捗に伴って減少し  
 来たり、復帰後も更に減少するであろう  
 か。復帰後の様子をみるためには5年と  
 いう期間が短いのではないか。又、一定  
 期間経過後の帰属先についてはある  
 か。いめ、琉球側とも意見交換する必要がある

ある等の点の指摘である。(法務省法務局)

2 大蔵省案とその審議

大蔵省榊崎 国有財産法 大蔵省側

の卷之方は並べたものと3次の通り。

(1) 所有者不明土地は無主物と見做す。

これを管理するは国の国有事務とす。

(無主物と見做すは「國庫の所有に属する、

民法239条2項) 従って、所有者不明土地

の管理は裁判所が管轄人を選定して

するものとす。この管轄人を市町村の

するかどうかは技術的な問題である。

(実際には市町村のするに過ぎない)

ロ. 所有者不明土地の管理を一定期間

の限りのは賛成である。その後は、国の管理

せしめなければならない。

ハ. 積立金のついでに、特別の法則を

つくる必要はなく、特別に「國庫の管理

せしめなければならない。

ニ. 非細分土地の地賃料を支払う

ことについては、法務省側の卷之方の賛成

がある。大蔵省内部の議論については

は、支払うことについては主計局として

は色々言... ともありあつた。

以上の対し、法務省側より、所有者不明土地の管財人を裁判所に選定させることとするは、裁判所におき、バラバラの管財人が選定されるおそれがある。色々と不便である。と指摘したのに対し、大蔵省側は、所有者不明土地の管財人は無主物の管理人と見做す（従って国の事務と見做す）という点を付け、それとあわせて特別法による管財人を一律に（県又は市町村と）定める

ことになり、しかも反対を認めては、と述べて。

以上、所有者不明土地と非細分土地の復讐後の取扱いの二つに関係各者間の考へ方の違ひ（とくに自治者対大蔵法務省）があること、これら各者間での意見の調整を行なうこととなる。

II 土地所有権の取得時効

法務省民事局時間法5課長以下、向題点から指摘する。

沖程は現在民法第162条2項の

規定(10年の取得時効)は適用するに  
 して、20年、この取得時効の問題は、  
 (イ) 時効の関し民法から民法以上規定す  
 る場合、  
 (ロ) 民法第162条1項の規定(20年の  
 取得時効)にも特別が設けらるる場合、  
 等があるか、  
 (1) 復帰前のこの制度をどうするか  
 ついては琉政、裁判所、土地連等の意見を  
 基に改正の必要があるかは、その  
 旨報告するにとりて、

上記の(イ)の場合には、20年の時効  
 は来年の4月1日以前に完成することを要する。  
 10年の時効については現在適用するに  
 か、復帰と同時に進行し始めるのか、  
 特別法による措置するか、という内  
 題がある。(ロ)の場合には、沖縄に所有  
 権時効取得制度があるのと同一にせよ  
 する。この場合、放っておけば10年、  
 20年のどちらについても復帰の日から時  
 効が進行することを要する。復帰後時  
 効停止の状態を若干年、特別法により

引渡ぐにとも検討する。

III その他の土地問題

時間課をとり別紙によりその他の土地  
 問題の措置とする。(問題の<sup>真</sup>措置)

1. 3会社等の土地の使用権

軍用地にこの2種別契約方式(施設方式)  
 式)をとる。3会社、道路等の土地  
 にもこの2も使用権を<sup>取得する</sup>必要かあり?  
 と3. この契約は誰にするか、契約する  
 主たるものについてはどうするか。

尚、電力会社、水道会社も使用して

軍用地の面積として次の数字を挙げらる

の。(法務省)

電力会社 218500坪  
 (その他「電力施設がするにあり土  
 地が使用されるもの」417000坪、  
 この中軍用地は若干ありたい。

水道会社 177000坪  
 (但し、水道管を軍用道路に埋設する  
 217000坪は含まれる)

南支金融会社 不明

2. 軍用地内の私権の調整

私人が米軍の許可を得て、軍用賃  
 借権が設定されている土地を建物所有



の目的で使用する場合は、土地所有者と

利用権者との調整をどうするか。

本件については法務省へ近く奥能調査の

○

○

上具体案を提出して検討を求め。

○

○

秘

土地問題について

昭和四五、八、二八民五印

- 一 土地所有権の取得時効につき特例を設ける必要があるか。
- 二 軍用賃借権が設定されている土地が現に公社あるいは道路敷として使用されており、復帰後も基地として提供されない場合、土地の使用権限を取得するためにかなる方策をとるべきか。
- 三 私人が米軍の許可を得て、軍用賃借権が設定されている土地を建物所有の目的で使用している場合、土地所有者と利用者との調整につきいかなる方策をとるべきか。

新 聞 切 抜

1. 復元補償を要求  
地主連合会 - 沖縄の米単権収地

1. 沖縄軍用地で損害資料要求  
政府復元補償要求問題で

1. 沖縄軍用地復元補償、米と争う  
地主連合、訴訟の踏切り

1. 軍用地の地主連合 - 復元補償を要求

1. 復元補償で提訴へ  
沖縄軍用地地主連が決定

1. 沖縄の旧漁業権補償を検討  
山中長官が指示

1. 米単が沖縄の果園有地をまた貸し  
20年契約米業者に - 復帰後の扱い不明

0  
0  
0  
0







# 米軍が 沖繩の 県国有地をまた貸し

## 20年契約 米業者に

### 復帰後の扱い不明

【本報・高橋派員士目録】旧沖繩県内の国有地や旧本軍が所有していた土地は、復帰後の扱いが不明である。米軍が、復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。米軍が、復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。米軍が、復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。

復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。米軍が、復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。米軍が、復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。

復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。米軍が、復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。米軍が、復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。

復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。米軍が、復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。米軍が、復帰後の沖繩県内に、旧本軍の土地をまた貸ししている。